

b) 目標・学則等

栃木県立真岡北陵高等学校学則

学 則

第1章 総 則

- 第1条 この学則は、県立高等学校管理規則第2条の規程に基づき、本校の教育目標を達成するために、学校の管理運営について必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 第2条 本校の教育目標は別に定める。
- 第3条 本校の課程は、別表のとおりとする。
- 第4条 本校の修業年限は3年とする。
- 第5条 生徒の定員は、栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。

第2章 学年及び授業日

- 第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第7条 授業終始の時刻は、校長が定める。
- 第8条 学年に分けて、次の3学期とする。
- (1)第1学期 4月1日から 7月31日まで
 - (2)第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3)第3学期 1月1日から 3月31日まで
- 第9条 休業日は、次のとおりとする。
- (1)国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2)日曜日及び土曜日
 - (3)夏季休業日 7月21日から8月31日までの42日間
 - (4)冬季休業日 12月26日から1月7日までの13日間
 - (5)学年末及び学年始休業日 3月25日から4月7日までの14日間
 - (6)前(1)～(5)号以外の時期において教育委員会の必要と認める日
 - (7)前(1)～(6)号に掲げるもののほか、農繁期その他特別の事情により、教育委員会の許可を受けた日
- 第10条 特別の事情があるときは、前条の規程にかかわらず、教育委員会の許可を受けて、前条第1号から第7号までに規定する休業日においても授業を行うことができる。

第3章 教育課程及び授業時数

- 第11条 教育課程は、学習指導要領及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。
- 第12条 各教科、科目、特別活動の授業は、年間35週行うことを標準とする。
- 第13条 各教科、科目の授業時数は、1単位について35単位時間に相当する時間を標準とする。1単位時間は50分を標準とする。

第4章 単位修得の認定及び卒業

- 第14条
1. 単位の修得の認定は、学校所定の学習時間の3分の2以上学習した生徒について、当該教科に属する科目の成績を評価して、校長が行う。
 2. 前項の教科に属する科目の成績の評価は、学習の態度、テスト成績等により査定する。
 3. 教科に属する科目の成績は、学期成績と学年成績とに分け、学年成績は、各学期の成績を総合して評価する。
 4. 技能審査の成果及び学校外における学修は、別に定める所定の基準に従い、20単位を限度に修得単位として認定することができる。
- 第15条 校長は、各教科に属する科目の単位を修得した者で、必要がある者に対しては、単位修得証明書を授与する。

- 第 16 条 校長は、当該学年において修得すべき単位の 3 分の 2 以上修得しない生徒、及び教育上進級を不相当と認める生徒については、これを原級に留めおくことができる。
- 第 17 条 1. 校長は、本校所定の教育課程を修了した者に対して、卒業を認定する。
2. 校長は、卒業を認定した者に対しては、卒業証書を授与する。

第 5 章 入学、転学、休学、退学、復学及び再入学

- 第 18 条 本校に入学志願をすることのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者
 - (2) 文部科学大臣の指定した者
 - (3) 外国において学校教育における 9 年の課程を修了した者又は修了見込みの者
 - (4) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 第 19 条 生徒の募集及び入学志願の手続き等に関する事項については、教育委員会の定めるところによる。
- 第 20 条 入学志願に対する選抜については、教育委員会の定めるところによる。
- 第 21 条 第 2 学年以上の学年に編入学を志願する者に対しては、校長は、当該学年に欠員があり、かつ、その者が相当年齢に達し、前学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた場合に限り許可することができる。
- 第 22 条 入学の時期は、学年始めを原則とする。
- 第 23 条 1. 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、その事由を具し、保護者と連署のうえ校長に願い出てその許可を受けなければならない。
2. 他の高等学校又は課程から転学又は転籍を志望する者に対しては、校長は、当該学年に欠員があり、その者が履修した単位に応じてこれを許可することができる。
3. 前項に規定する者に対しては、校長は、在籍校校長に転入照会を提出させる。
4. 第 2 項に規定する者に対して、校長は、教育上支障がないと認められた場合に限り転入学願書を提出させ、転入学テストを行い、その成績により入学を許可する。転入学テストを行う日は教育委員会の公示による。
- 第 24 条 1. 入学又は転学を許可された者は、本校所定の書類を校長に提出しなければならない。
2. 前項に規定する者の保護者は、保証人と連署の上様式 1 により、在学保証書を校長に提出しなければならない。
3. 保護者は、自己又は保証人が住所もしくは氏名を変更したときは、すみやかに校長に届けなければならない。
- 第 25 条 1. 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。
2. 校長は保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。
- 第 26 条 1. 生徒の心身の故障、その他やむを得ない事情により、2 か月以上出席しがたいたときは、予め時期を定めて保護者と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。
2. 休学の時期は、1 年以内とする。ただし、校長が必要と認める場合は、1 年に限ってその時期を延長することができる。
3. 休学期間中に、休学の事由がやんだ場合は、そのことを証するに足る書類を添えて、保護者と連署のうえ校長に復学を願い出なければならない。
- 第 27 条 退学しようとする者は、その事由を具し、保護者と連署の上校長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 第 28 条 退学した者が、退学後 1 年以内において再入学を願い出たときは、特別の事由があると認められたときに限り、相当学年に再入学を許可することができる。

第6章 生徒の諸活動

- 第29条 生徒は、特別活動及びその他の諸活動の実施にあたっては、その本分を自覚し教育目標の具現に努めなければならない。
- 第30条 生徒会は全校生徒をもって組織し、その運営については特別に定める生徒会会則による。
- 第31条 農業クラブは農業学科生徒をもって組織し、その運営については別に定める農業クラブ会則による。
- 第32条 家庭クラブは教養福祉科の生徒をもって組織し、その運営については別に定める家庭クラブ会則による。

第7章 施設・設備の利用及び管理

- 第33条 職員生徒は学校の施設、設備を十分活用するとともに、その保全について責任をもって当たらなければならない。
- 第34条 校長は学校の警備及び火災予防のため、警備及び防火計画を別に定め、これに基づき職員、生徒は盗難及び火災等の防止に常に留意しなければならない。

第8章 賞罰

- 第35条 校長は生徒が次の各号の一に該当した場合には、別に定める規程に基づき表彰することが出来る。
1. 学業人物ともに優秀な者
 2. 在学期間中皆勤した者
 3. 在学期間中精勤した者
 4. 特別活動や学習活動において特に功労のあった者
 5. その他特に生徒の模範となる行為の顕著な者
- 第36条 校長は本校の生徒としてふさわしくない行為を為した者に対しては、別に定める規程に基づき、訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。

第9章 授業料、入学料及び費用の徴収

- 第37条 授業料及び入学料の徴収は、栃木県立学校の授業料等に関する条例及び栃木県立学校の授業料等に関する規則の定めるところによる。
- 第38条 校長は、学校の施設、設備を毀損し又は亡失した者には、現状に復させ、又は現状に復させるための費用を徴収することができる。

第10章 細則

- 第39条 この学則を施行する必要な細部の事項については、校長が定めることができる。
- 第40条 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

別表

学科名	科名	男女別	学科名	科名	男女別
農業	生物生産	男・女	商業 福祉	総合ビジネス	男・女
	農業機械	男・女		教養福祉	男・女
	食品科学	男・女			

平成 元年4月 1日 改正
平成 7年4月 1日 改正
平成16年1月20日 改正
平成22年3月17日 改正

栃木県立真岡北陵高等学校における介護福祉士養成課程に関する規程

(目的)

第1条 栃木県立真岡北陵高等学校における介護福祉士養成課程（以下、介護福祉士養成課程という）は、学則に定める他、本規定の定めるところによる。

(位置)

第2条 介護福祉士養成課程は、栃木県立真岡北陵高等学校教養福祉科（栃木県真岡市下籠谷町396番地）に置くものという。

(設置目的)

第3条 教育基本法、学校教育法および建学の精神に基づき、中学校における教育の基礎の上に、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。また、一人一人の個性の伸長と学力の向上を図り、現代社会に求められる有為な福祉人材を育成することを目的とする。

(修業年限)

第4条 介護福祉士養成課程の修業年限は3年とする。

(養成課程の教育課程及び履修方法)

第5条 1 校長は、社会福祉士及び介護福祉士学校指定規則第5条別表4に基づき、介護福祉士養成課程の教育課程（別表）を編成する。

2 介護福祉士養成課程の教育課程に規定された以下の科目の単位数及び授業時間数は下表のとおりとする。

科目名	単位数	授業時間数（単位時間）
社会福祉基礎	4	140
人間と社会に関する選択科目 （科目：公民、数学、理科、家庭）	4	140
介護福祉基礎	5	175
コミュニケーション技術	2	70
生活支援技術（医療的ケアを含む）	10	350
介護過程	4	140
介護総合演習	3	105
介護実習	13	455
こころとからだの理解	8	280
合計	53	1855

(単位修得の認定)

第6条 第5条第2項に規定された科目の単位修得の認定は、授業時間数の3分の2以上（ただし、介護実習は5分の4以上）出席し学習した生徒について、当該科目の成績を評価して、校長が行う。単位修得に関するその他の事項については、学則に定めるところとする。

(介護福祉士国家試験受験資格者の認定)

第7条 校長は、介護福祉士養成課程の教育課程に規定されたすべての科目の単位を修得した生徒について、介護福祉士国家試験受験資格取得を認定する。

附則

本規程は平成21年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改正